

オフィス・マニフィカ 受注型企画旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 受注型企画旅行契約

(1) この旅行は、オフィス・マニフィカ（東京都武蔵野市吉祥寺本町1-18-3 サニーティビル吉祥寺808号 SNK内、東京都知事登録旅行業 第3-6034号 以下「当社」といいます）が、お客様からの依頼より旅行の目的地および旅行、お客様が提供を受けることができる運送または宿泊サービスの内容、並びにお客様が当社へ支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することとなります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行契約の受注型企画旅行契約の部（以下「当社契約」といいます）等によりします。当社約款は当社ホームページからご覧いただけます。

(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けられるように、手配し、旅程を管理することをお引き受けします。

3. 旅行のお申込み

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として取り扱います。

(2) 当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みを受けつけることがあります。この場合、契約はお申込みの時点で成立しており、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期限内に申込金のお支払いがない場合は、当社はお申込みがなかったものとして取り扱っていただきます。当社はお申込みがなかった場合についてご発表まで一定以上の日数がない場合は、お電話でのお申込みをお断りさせていただきます（ただし下記の場合があります）。

(3) 申込金は「旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。また第7項に定める旅行契約成立前にも、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻しします。

旅行代金の額	申込金(お1人様)
30万円以上	60,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
5万円未満	20,000円以上旅行代金まで

(4) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社は、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録し、予約可能なよう手配が完了することがあります。この場合でも当社は申込金を「お預かり金」として受け取ります。ただし、当社が予約可能なこと旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は当該申込金を全額払い戻しします。

4. 団体・グループ契約

(1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を提出していただきます。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して旅行に負い、または将来負つてお支払いされる債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(5) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

5. 申込条件

(1) お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要とします。

(2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要とします。

(3) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指す条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時にお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。医師の健康診断書をお出しいただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のためお断り、向付の同行などを条件とさせていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合がございます。

(5) お客様のお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

(6) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかがら一切の費用はお客様の自己負担となります。

(7) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。

(8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または受注型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(9) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続・手配が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。

(10) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

6. 企画書面の交付

(1) 当社は、当社に受注型企画旅行契約のお申込みをしつつあるお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があることを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます）を交付します。

(2) 当社は前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金（以下「企画料金」といいます）の金額を明示することがあります。

7. 契約の成立

(1) 第3項（1）および（2）の電話による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受取をしたときに成立いたします。

(2) 第3項（2）の郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。

(3) 第3項（4）の場合で、キャンセル待ちの企画旅行の契約成立は、お客様が当該申込金の撤回のご連絡なく、かつ当社が、予約可能となった旨の通知を行ったことに成立するとします。この場合、当社が既にお預かりしているお預かり金は、この時点で正式に受領したものとみなします。

(4) 当社は、団体・グループ契約の場合で、契約責任者と旅行契約を締

結するに際し、申込金のお支払いを受けるとなく契約締結の承諾のみにより旅行契約を成立させることがあります。この場合、当社が契約責任者に、申込金のお支払いを受けることなく旅行契約を締結する旨を記載した契約書面を交付したときに旅行契約が成立するものとします。

(5) 指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。

8. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社は旅行契約成立後、速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。

(2) 当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までに お渡しします。ただし、お申込が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

9. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。また21日目にあたる日より前にのお申込みの場合、お申込み時点または旅行開始日前の当社が指定する期日までに お支払いいただきます。

10. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（燃油サーチャージ等は含みません）、また、ファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。

(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程にお客様負担と表示してある場合を除きます）

(3) 旅行日程に明示した観光料金（バス等料金・ガイド料金・入場料等）

(4) 旅行日程に明示した宿泊料金および税・サービス料金（特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）

(5) 旅行日程に明示した食料料金（機内食は除外）および税・サービス料金

(6) 手荷物の運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お1人様20kg以内が原則となっております）が、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するものです。

(7) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用

(8) 上記（1）から（7）以外で、企画書面にその旨記載した料金
※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

11. 旅行代金に含まれないもの

第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部は以下に例示します。

(1) 超過手荷物料金（各運送機関ご定めた重量・容量・個数を越える分について）

(2) クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲料等個人的諸経費およびそれに伴う旅・サービス料

(3) 傷害、疾病に関する医療費

(4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・証紙料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等）

(5) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(6) 日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の各国空港税・出国税およびこれに類する諸税

(7) オプションツアー（別途料金の小旅行）の料金

(8) その他集まる広告等内で「〇〇料金」と称するもの

(9) 運送機関の課税付加運賃・料金（燃油サーチャージ）

(10) 上記（1）から（9）以外で、企画書面にその旨記載した料金

12. お客様が出発まで実施する事項

(1) ご旅行に要する旅券・査証・再入国許可および各種証明書の取得および出入国手続書類の作成等は お客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金をお支払い、別途契約として渡航手続きの一部または全部の手配を行います。この場合、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。なお、当社以外の旅行業者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者は当該取扱業者ととなります。

(2) 渡航先の衛生状況については外務省労働安全衛生部「感染症発生情報」ホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）でご確認ください。

(3) 渡航先（国または地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出力されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせください。

(4) 外務省「外務省海外安全ホームページ」（<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>）「外務省海外安全相談センター」：03-5501-8162でもご確認ください。

13. 旅行契約内容の変更

(1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更するように求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

(2) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他の当社と旅行し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかまたは当該事由が当社に発生し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

14. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金と比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改訂率超過分旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 旅行内容が変更され、旅行条件に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額が旅行代金を減額します。

(3) 第13項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額が旅行代金を変更します。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等を利用するより旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

15. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限って、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合お客様には、当社所定の書類に記入のうえ、1人あたり1万円の予約料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受取りたときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受け第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。

16. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① お客様の解除権

A お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします（お申出の期日により取消料の額が生ずることもあります。なお、お申込みの営業日の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認ください）

イ 各種ローンの取組手続き上およびその他渡航手続き上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。

ウ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

a 第13項（2）に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項（旅行保証）別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。

b 第14項（1）に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きい時。

d 当社がお客様に対し、第8項（2）に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡しできなかったとき。

e 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が可能にならなかったとき。

エ 当社は本項（1）①A、イにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を受け取ります。

〇取消料

区分	取消料
イ、ロからニまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合は限る)	企画料金に相当する金額
ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30日以前以降～3日前以前	旅行代金の20%
ハ、2日前(前々日)～当日の旅行開始前	旅行代金の50%
ニ、旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

② 当社の解除権

A お客様が第9項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項（1）①Aに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ 次の項目に該当する場合は、当社はおお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。

a お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

b お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

c お客様が、契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

d スキーを目的とする旅行における降雪量の不足などにより、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはおそれ極めて大きいとき。

e 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行契約に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ 当社は本項（1）②Aにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後

① お客様の解除・払い戻し

A お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しいたしません。

イ お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、当社は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の費用は、お客様を支払うことなく一部解除することがあります。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する金額をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰すべき事由によるものは別の場合において、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払ひ、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。

② 当社の解除・払い戻し

A 旅行開始後であっても次の項目に該当する場合は、当社はおお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部または一部を解除することがあります。

a お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

b お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するため必要の添乗員、その他の者による当社の指示に従わなかったとき、また、これらの者または他の旅行者に対する暴行または脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

イ 解除の効果および払い戻し
本項（2）②Aに記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の各自で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社が旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払ひたい額はこれらを支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ 本項（2）②Aのa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ 当社が本項（2）②Aのbの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とおお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

(3) 旅行代金の払い戻しの期間
当社は、第14項（旅行代金の額の変更）の（2）（3）の規定により旅行代金を減額した場合は、お客様もしくは当社が旅行契約を解除して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除より払い戻しにあっては、解除の日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日

以内に、払い戻しいたします。

(4) 本項(3)の規程は、第20項(当社の責任)または第22項(お客様の責任)で規定することにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努れ、お客様に対し、たいに個々の業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結ぶ場合、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがある認めるときは、旅行契約にしたがって旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

(2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨になつたものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。

(3) 保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

18. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動しなくてはならず、自由行動時中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従うべきものとします。

19. 添乗員

(1) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が(添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が)、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

(2) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地で当社が手配を代行させる(以下「手配代行」といいます)により行われ、その者の連絡先を最終日報表に明示いたします。

(3) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。

(4) 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。

なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要とするので、お客様各位のご理解と高配をお願い申し上げます。

20. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあっては、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします(損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があった場合に限ります)

(2) お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。

A 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

I 宿泊機関等のサービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

U 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによる生じる旅行内容の変更、旅行の中止

工 行動中の事故

オ 食中毒

カ 盗難・詐欺等の犯罪行為

キ 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。

ケ その他、当社の関与し得ない事由

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内当社に対して申告があった場合限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます)

21. 特別補償

(1) 当社は前項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ意識外外来の事故によって身に障害を被ったときは、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金をお支払いいたします。ただし現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規定第18条2項に定める品目については補償いたしません。※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。

(2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライダー・バイク、ハン グライダー・搭乗、超軽自動車(モーターグライダー、マイクロライト機、ワルトライト機等)搭乗、ジャゴトプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3) 当社が前項(当社の責任)を負うことになったときは、この補償金は、当社が負担すべき損害賠償金の一部または全部に充当します。

(4) 当社は求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがありますが、この場合当該別行動の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用がありません。

(5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねる場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様がお客様の賠償を承めます。

(2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において契約書記載の旅行サービスを円滑に享受するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申告しなければなりません。

23. オプションツアーまたは情報提供

(1) 当社が受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途約款特別補償規定を(当社が企画・実施するオプションツアーの第21項(特別補償)の適用については、または受注型企画旅行参加中の一として取り扱います。当社実施のオプションツアーは「(オプションツアー)」等と表示されます。

(2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨を(オプションツアー)等でも明示した場合には、当該オプションツアーに参加中のお客様に発生した第21項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払いません。ただし、当該オプションツアーの履行にかかわる企画者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該オプション

ツアーが履行される現地法人および当該企画者の定めによります。

(3) 当社は、「(オプションツアー)」等と表示する「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項(特別補償)の規定は適用しません、それ以外の責任は負いません。

24. 旅程保証

(1) 当社は、次左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①②を除き旅行代金に次右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。ただし、当該変更終了時から当社に第21項(当社の責任)が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてでなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
②上記のサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の施設不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の日程は変更補償金を支払いません。

A 旅行日程に変更をもたらす悪天候・天災地変

I 戦乱

ウ 暴動

工 官公署の命令

オ 欠航・不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

② ①第17項の規定に基づき旅行契約が解除されたときは当該解除された部分にかかわらず、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第9項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満である時は当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第21項(当社の責任)が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。

(4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いに代わらせていただくことがあります。

○変更補償金

		変更補償金の額は1件につき下記の率 ×お支払い対象旅行代金	
		旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
	当社が変更補償金を支払う変更		
①	契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②	契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地的変更	1.0%	2.0%
③	契約書面に記載した運送機関の等級または設備の等級および設備の料金(等級別料金)が契約書面に記載した等級および設備のそれと下回った場合に限ります	1.0%	2.0%
④	契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦	契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

注1: 「確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容とが異なる場合は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2: ③または④に掲げる変更による運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注3: ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4: ⑥の⑦に掲げる変更が1乗継部等または1泊中で複数回した場合は、それぞれ、1乗継部等または1乗継部につき1件として取り扱います。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2010年7月15日を基準として制定されています。また旅行代金は、2010年7月15日以降に発券する旅行に適用される運賃および予定された国内航空運賃・適用規則を基準としています。

26. 個人情報保護に関する事項

個人情報保護方針

当社にとって、お客様をはじめ、当社に関与のある方々を特定できるような情報、すなわち個人情報、かけがえのない重要な財産となっています。また、この大切な個人情報は、その秘密が保持され、正確かつ安全に取り扱われることが社会的に要請されています。当社は、そのような社会的責務にふさわしく、弊社の精神に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守して、個人情報の弊害を以下の基本方針にて適切に回避します。

1. 当社は、個人情報保護を明示した利用目的の範囲内で取り扱います。また、当社にご提供いただいた個人情報、ご本人様の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供いたしません。

2. 当社は、個人情報保護法および関連するその他の法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。また、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、役員および従業員に周知、遵守徹底に努めるとともに、継続的に改善して常に最良の状態を維持してまいります。

3. 当社は、個人情報を適切かつ慎重に保管・管理し、漏洩、滅失または毀損等の危険を防止するために、技術および管理の両面から適切かつ合理的な安全対策の実施に努めます。またその見直しを継続的に実施してまいります。万一にも個人情報漏洩、滅失または毀損が発生した場合には、ご本人様と速やかにその旨をお知らせするとともに、相応の対応処置や是正処置を行ってまいります。

4. 当社は、ご本人様からの個人情報に関する開示等のご請求、および苦情やご相談に迅速に対応いたします。

制定日 2005年 8月17日

オフィス・マニファカ

代表者 柿沼 洋子

【個人情報お問い合わせ窓口】

オフィス・マニファカ

0422-20-5119

平日10:00~18:30(土日・祝日は休業)

個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の利用目的

当社は、ご旅行、またはご旅行に関する保険等のお申込みの際に提出いただいた申込書(申込フォーム)に記載または入力された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいたご旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配および受領、ならびに保険関連サービスの提供業務のために必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、将来より良い旅行商品の開発を促進するためのマーケティング分析や、当社および当社と提携する企業の商品やサービスののご案内をお客様にお届けするため、あるいは、ご旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願いや特典サービスの提供等に、お客様の個人情報を利用させていただきますこととなります。いずれの場合でも、個人情報を当社へご提供されるか否かについては、お客様ご自身で選択できるものですが、ご提供いただけない個人情報が、お申込みになるサービス等の手配に必要不可欠なものである場合、当社の商品・サービス等をご利用いただくことがありますのでご了承ください。

※当社は、ご旅行のお申込等にあたり、お客様よりご提供いただいた個人情報の一部を個人データとして保有いたします。

2. 個人情報の提供

当社は、以下の例外事項を除き、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供することはありません。

- お客様の同意がある場合
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 公共安全の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託するとき

3. 個人情報に関する開示の手続きについて

当社が保有するお客様の個人情報についてのお問い合わせ、開示、削除もしくは消去、内容の訂正、その利用の停止または第三者への提供の停止等をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、当社お問い合わせ窓口までお申出ください。法令および当社規定に従い、合理的な期間内にご要望の内容に対応し、その結果をご本人に通知いたします。また、ご希望の一部または全部に応じられない場合は、その理由をご説明します。

4. その他の事項

・本「個人情報保護方針」は、オフィス・マニファカの日本国内における個人情報の取り扱いに関するものです。当社国内関係会社、および海外現地法人は対象としていません。

・16歳未満のお客様は、保護者の方の同意を得た上で、個人情報を提供いただきますようお願いいたします。

・当社では、お客様の個人情報保護をより適切に管理するため、または、関係法令の変更により、「個人情報保護方針」を改定することがあります。

制定日 2005年 8月17日

28. その他

(1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合はそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。

(2) お客様の便宜をはかるため土産物店等にのご案内をすることがありますが、お買いの際には、お客様の責任でご購入いただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手配はいたしません。免税店に申し込みがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意ください。その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。

ワシントン条約や外国内諸法に及び日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4) 子供料金および幼児料金は、コースによって規定が異なります。

(5) 当社が旅行予約および旅程を管理する業務を負う範囲は、日本発着のものについては、契約書に記載している出発空港を出发(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。ただし企画書面に別途、旅程を管理する業務を負う範囲と定めた場合は、この限りではありません。

(6) 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。

〈旅行代金の返金に関するご注意〉

当社では、お客様の都合による取消しの場合、および返金が生じた場合返金に伴う取扱手数料は、お客様の負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

〈空港諸税・燃油サーチャージについて〉

(1) 旅行代金には、空港諸税および燃油サーチャージは含まれておりません。(パンフレット等)で金額表示して旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く) 空港諸税および燃油サーチャージは、旅行契約成立時点で既に発生した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金いたしません。

(2) 上記にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合は、当該時点における当社発行シートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。(パンフレット等で金額表示して旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収および返金いたしません)

(3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を承受けさせていただきます。

〈お申込みの氏名(スぺル)の変更および訂正について〉

お申込みの際および申込書の記入において氏名(スぺル)はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名(スぺル)を誤ってお申込みされた場合、航空券の再発券、関係する運送人の氏名訂正などが必要になり、所定の取消料をいただきます。また機関・空港関係の事情により、氏名の訂正が認められない場合旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もございます。

お客様へ『ご案内とご注意』

《パスポートとビザについて》

- お客様のパスポートが今回のご旅行に必要な残存有効期限を満たしているか、また、旅行先の国にビザが必要かどうかをパンフレット等の記載事項よりご確認のうえ、必要な手続きをお済ませください。
- アメリカ合衆国へのご旅行または経由をされるお客様は、お持ちのパスポートが機械読取式（MRP）かどうかをご確認ください。お持ちのパスポートが機械読取式ではない場合（非MRP）アメリカのビザが必要となります。アメリカのビザを取得されるか、もしくはパスポートを更新してください。
- 日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせのうえ、ビザおよび再入国許可、パスポートの残存有効期間等の確認および手続きをお済ませください。

《変更について》

- 受注型企画旅行では、各種変更の場合には一旦取消した後に新規予約として取り扱います。その際に取消料の発生する対象期間内の場合には取消料の対象となります。変更とは出発日および帰国日の日程変更、減延泊、コース変更（航空会社、ホテル、観光内容等）旅行者の名前の変更（交替になる場合を除く）などを含みます。

《特別な配慮を必要とされるお客様へ》

- お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時にその旨をお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じさせていただきます。また、健康診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合もございます。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りさせていただく場合もあります。

《海外危険情報について》

- ご旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「渡航の是非を検討してください」以上が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出来ると判断した場合には、旅行を催行いたします。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

《海外旅行保険について》

- ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず海外旅行保険に加入されることをおすすめいたします。海外での治療費や賠償金は高額になる場合があります。

《ご旅行をお楽しみいただくために》

- ご旅行中に提供されたサービスが、パンフレット記載の内容とは異なるご認識された場合はご旅行中に速やかにお申出ください。ご帰国後のお申出の場合では、対応しかねる場合もございます。

《事故等のお申出について》

- 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする緊急連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

《航空会社のサービスについて》

- 航空会社による座席配分または航空機の座席配列もしくは混雑状況、チェックインの時間等により、グループ、カップル、ハネムーン、ご家族でご参加の場合でも、隣合わせの席やその他ご希望に添えない場合があります。またエコノミークラスの場合、通路側、窓側のご希望は必ずしもお受けできません。
- 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、お客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第21項（1）および第24項（1）の責任を負いません。
- 悪天候、天災地変、交通機関の遅延・不通・スケジュールの変更・ストライキ・経路変更等による旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮および観光地の変更・削除などが生じる場合があります。このような当社の関与しえない事由の場合、当社は免責となりその責任は負いかねますが、当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できるよう手配努力します。その場合、現地にて追加手配した交通費・宿泊費等はお客様のご負担となります。